

■IoT延長保証サービス規約（レンジ）

新	旧
(略)	(略)
第1条（提供するサービス） (略)	第1条（提供するサービス） (略)
第2条（本サービスのご利用に際しての前提条件） 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略)	第2条（本サービスのご利用に際しての前提条件） 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略)
第3条（本規約の適用） (略)	第3条（本規約の適用） (略)
第4条（契約の成立等） 1. (略) 2. (略) 3. (略)	第4条（契約の成立等） 1. (略) 2. (略) 3. (略)
第5条（本サービスの保証期間） (略)	第5条（本サービスの保証期間） (略)
第6条（本サービスの内容、条件等） 1. (略) 2. 前項によりお問い合わせいただいても次の場合には、本件修理対応は行わない場合があります。 (1) (略) (2) (略) (3) 本サービス契約成立後、本サービスの前提条件である本商品の本件アプリへの接続が長期間確認できず、第14条に定める連絡方法で通知する接続依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)	第6条（本サービスの内容、条件等） 1. (略) 2. 前項によりお問い合わせいただいても次の場合には、本件修理対応は行わないものとします。 (1) (略) (2) (略) (3) 故意、過失にかかわらず、結果的に本件修理対応時に本商品の本件アプリへの接続が確認できない、又は連続して30日間、本商品の本件アプリへの接続が確認できない期間がある場合 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)
第7条（情報の取り扱い） (略) (1) (略) (2) (略)	第7条（情報の取り扱い） (略) (1) (略) (2) (略)
第8条（契約上の地位、権利・義務譲渡の禁止） (略)	第8条（契約上の地位、権利・義務譲渡の禁止） (略)
第9条（ご利用者の禁止事項） (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	第9条（ご利用者の禁止事項） (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)

<p>第10条（本サービスの解除） 当社は、ご利用者が以下のいずれかに該当するものと判断した場合、ご利用者に通知することにより、本サービスの解除を行う場合があります。なお、<u>CLUB Panasonicの会員情報が抹消されている場合等、当社からのご連絡ができない場合は通知しないものとします。</u>当該解除は、当社のご利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 本サービス契約成立後、本サービスの前提条件である本商品の本件アプリへの接続が長期間確認できず、第14条に定める連絡方法で通知する接続依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合 (5) (略) (6) (略)</p>	<p>第10条（本サービスの解除） 当社は、ご利用者が以下のいずれかに該当するものと判断した場合、ご利用者に通知することにより、本サービスの解除を行うことができるものとします。当該解除は、当社のご利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 故意、過失にかかわらず連続して30日間、本商品の本件アプリへの接続が確認できない期間がある場合 (5) (略) (6) (略)</p>
<p>第11条（本規約の変更） 1. (略) 2. (略) 3. (略)</p>	<p>第11条（本規約の変更） 1. (略) 2. (略) 3. (略)</p>
<p>第12条（本サービスの変更・終了・中止・移管） 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略)</p>	<p>第12条（本サービスの変更・終了・中止・移管） 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略)</p>
<p>第13条（ご利用者の責任） (略)</p>	<p>第13条（ご利用者の責任） (略)</p>
<p>第14条（ご利用者への通知方法） (略)</p>	<p>第14条（ご利用者への通知方法） (略)</p>
<p>第15条（その他） 1. (略) 2. (略)</p>	<p>第15条（その他） 1. (略) 2. (略)</p>
<p>第16条（本サービス窓口） (略)</p>	<p>第16条（本サービス窓口） (略)</p>
<p>第17条（分離可能性） (略)</p>	<p>第17条（分離可能性） (略)</p>
<p>第18条（準拠法及び合意管轄） 1. (略) 2. (略)</p>	<p>第18条（準拠法及び合意管轄） 1. (略) 2. (略)</p>